

寒河江市共催及び後援に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、寒河江市（以下「市」という。）が市以外の団体等が実施する事業又は行事（以下「事業等」という。）について、共催又は後援をする基準及びその事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 主催 団体等の意思決定により、自ら事業の実施を計画し、かつ、予算をもって事業をするものをいう。
- (2) 共催 主催する団体等に対し、経費等の負担の有無を問わず、市が事業に参画し、主催する団体等との共同の責任をもって事業をするものをいう。
- (3) 後援 主催する団体等に対し、単に市が事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用等を承認することによって支援するものをいう。

(承認申請書の提出)

第3条 市の共催又は後援を受けようとする団体等は、原則として事業等を実施する30日前までに共催・後援申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、前年度に同様の事業等で共催又は後援を受けた場合は第3号及び第4号の書類の添付を省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- (4) 団体等の活動実績を記載した書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(承認の基準)

第4条 市長は、次の基準のいずれにも該当すると認めるときは、共催又は後援の承認をするものとする。

(1) 事業等内容の基準は、次のいずれにも該当すること。

ア 市の施策の推進に寄与すると認められる事業等であること。

イ 事業等の開催場所において、公衆衛生、安全管理、災害防止等に関する措置が講じられていること。

ウ 入場料、出品料、参加料等主催者が経費を徴収するものについては、事業の内容、規模等からみて適当と認められるものであること。

エ 営利を主たる目的としないものであること。

オ 法令又は公序良俗に反する事業等でないこと。

カ 政治的又は宗教的な目的を有する事業等でないこと。

キ 市が共催又は後援をする意義があると認められるものであること。

(2) 主催者の基準は、次のいずれかに該当すること。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらの行政機関

イ 学校等の教育機関及びこれらの連合体

ウ 公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人及びこれらに準じる団体

エ 市有施設の指定管理者（ただし、自ら管理する市有施設で行う自主事業の場合に限る。）

オ 福祉、産業、教育、芸術、文化及びスポーツ関係団体

カ 新聞社、放送局等の報道機関

キ その他市が適当と認める団体

(通知)

第5条 市長は、第3条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、前条に規定する基準に該当すると認めるときは共催・後援承認通知書（様式第2号）により、該当しないと認めるときは共催・後援不承認通知書（様式第3号）により承認の可否を団体等へ通知するものとする。

2 市長は、共催又は後援の承認をする場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付することができる。

- (1) 共催又は後援の名義を「寒河江市」とすること。
- (2) 事業等を行うに当たっては、特に定める場合を除き、原則として市費による経費負担は一切行わないこと。
- (3) 事業等を行うに当たって生じた事故、災害等については、団体等の責任において処理を行うこと。

(4) その他必要な事項

（事業計画の変更）

第6条 前条の規定により承認を受けた団体等（以下「承認団体等」という。）

は、承認を受けた後に事業計画の変更をしようとする場合は、当該変更の内容を記載した書類を添えて、共催・後援変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、事業計画の変更が事業等の目的、主催者、開催日等の変更以外の軽微なものであるときは、提出を省略することができる。

2 前条の規定は、前項の事業計画の変更の承認に準用する。

（報告）

第7条 承認団体等は、事業等の終了後速やかに、共催・後援事業等実施報告書（様式第5号）に決算書その他事業等の実施状況、成果等がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（承認の取消し等）

第8条 市長は、承認団体等が次のいずれかに該当した場合は、その承認を取り消し、共催・後援取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 第4条に掲げる基準に適合しないと認めたとき。
- (2) 第5条第2項に掲げる承認に当たって付した条件に違反したとき。
- (3) 承認団体等が解散したとき、又は市に連絡することなく事業等を取りやめたとき。
- (4) 申請書又は添付書類に虚偽があると認められるとき。
- (5) その他市長が承認を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により承認が取り消された団体等又は事業等の実施後に前項の規定に該当したことが明らかになった団体等については、承認が取り消され、又は前項の規定に該当したことが明らかになった日以後2年間は共催及び後援の承認を行わないものとする。

（事務主管課等）

第9条 共催及び後援に関する承認事務は、当該共催及び後援に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課等が行うものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

共催・後援申請書

寒河江市長 様	年 月 日
申請者	住 所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 名 称 代表者氏名 電 話
次の事業等について、寒河江市の共催・後援の承認を受けたいので、寒河江市共催及び後援に関する事務取扱要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。	
共催・後援の別	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援
事業等の名称	
事業等の開催日	
事業等の概要 (場所、対象者等)	
他の共催者・後援予定者	
過去の実績	<input type="checkbox"/> 前回の申請(年 月 日) <input type="checkbox"/> 初めて申請する。
事務責任者	住 所 氏 名 電 話
団体等の HPアドレス	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 予算書
- 3 団体等の規約、会則その他これらに類するもの
- 4 団体等の活動実績を記載した書類

様式第2号（第5条関係）

共催・後援承認通知書

年 月 日	
様	
寒河江市長 印	
年 月 日付けで共催・後援の申請のありました事業等について、次のとおり承認しますので、寒河江市共催及び後援に関する事務取扱要綱第5条の規定により通知します。	
事業等の名称	
事業等の開催日	
承認に当たって付する条件	
担当課	課 係 電話

- (注) 1 承認を受けた後に事業計画の変更をしようとするときは、市長に届け出ること。
- 2 共催・後援承認通知書を交付した後においても、承認の基準に適合しない事実が判明したとき、承認に当たって付した条件に違反したとき、申請書に虚偽が認められるとき又は市長が取消しを必要と認めたとき等は、その承認を取り消すことがある。
- 3 事業等の終了後は、速やかに実施状況を報告すること。

様式第3号（第5条関係）

共催・後援不承認通知書

年 月 日	
様	
寒河江市長 印	
<p>年 月 日付けで共催・後援の申請のありました事業等については、次の理由により承認しませんので、寒河江市共催及び後援に関する事務取扱要綱第5条の規定により通知します。</p>	
事業等の名称	
事業等の開催日	
承認しない理由	
担 当 課	課 係 電話
備 考	

共催・後援変更申請書

年 月 日

寒河江市長 様

住 所
〔法人にあつては、主た
る事務所の所在地〕
申請者 名 称
代表者氏名
電 話

共催・後援を受けた事業等について、次のとおり変更したいので、寒河江市共催及び後援に関する事務取扱要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

事業等の名称	
事業等の開催日	
変更理由	
変更内容	
その他必要な事項	

共催・後援事業等実施報告書

年 月 日

寒河江市長 様

住 所
〔法人にあつては、主た
る事務所の所在地〕
報告者 名 称
代表者氏名
電 話

寒河江市の共催・後援を受けて実施した事業等が、次のとおり終了したので、寒河江市共催及び後援に関する事務取扱要綱第7条の規定により報告します。

事業等の名称	
事業等の開催日	
実施状況 (場所、参加者数等)	
他の共催者・後援者	
成果等	

様式第6号（第8条関係）

共催・後援取消通知書

年 月 日	
様	
寒河江市長 印	
年 月 日付けで共催・後援を承認した事業等については、次の理由により承認を取り消しますので、寒河江市共催及び後援に関する事務取扱要綱第8条の規定により通知します。	
事業等の名称	
取り消す理由	
担当課	課 係 電話
備考	